

川西市告示第100号

川西市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和62年川西市条例第21号）第11条第2項及び第12条第2項の規定に基づき、放置自転車等を保管したので、同条例第13条第1項及び川西市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則（昭和62年川西市規則第30号）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年10月10日

川西市長 越田 謙 治 郎

記

1. 移動した理由 自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の放置
2. 移動した区域 別紙のとおり
および年月日
3. 保管場所 川西市多田桜木2丁目9番11号
川西市放置自転車保管センター
4. 保管期間 令和7年11月9日まで
5. 返還時間 月・火・木・金・土曜日
午前10時から午後5時30分まで
(祝日及び12月29日～1月3日を除く)
6. 返還を受けるための手続
 - (1) 申請場所 川西市多田桜木2丁目9番11号
川西市放置自転車保管センター
 - (2) 持参するもの
 - ア 住所及び氏名を証明するもの
 - イ 自転車等の利用者又は所有者であることを証明するもの
 - ウ 移動費用 自転車1台につき 3,000円
原動機付自転車等1台につき 5,250円
7. 引取りのない場合の措置（処分）
この告示の日から起算して1箇月経過後処分する。
8. 連絡先 川西市放置自転車保管センター
電話 072(793)4510

○移動した区域および年月日

【別紙】

移動した区域	移動台数	年月日
けやき坂1-6-1 地先	自転車 1台 原動機付自転車等 台	令和7年9月2日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 2台 原動機付自転車等 台	令和7年9月8日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 3台 原動機付自転車等 台	令和7年9月9日
能勢電鉄 多田駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車等 台	令和7年9月11日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車等 台	令和7年9月13日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車等 台	令和7年9月18日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車等 台	令和7年9月19日
能勢電鉄 畦野駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車等 台	令和7年9月19日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車等 台	令和7年9月22日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 4台 原動機付自転車等 台	令和7年9月25日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車等 台	令和7年9月26日
多田桜木1-4 地先	自転車 1台 原動機付自転車等 台	令和7年9月26日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車等 台	令和7年9月29日
能勢電鉄 畦野駅周辺	自転車 1台 原動機付自転車等 台	令和7年9月29日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 2台 原動機付自転車等 台	令和7年9月30日
	総計(自転車) 22台	
	総計(原付自転車) 0台	